

平成 1 7 営業年度

〔 自 平成 1 7 年 1 0 月 1 日
至 平成 1 8 年 3 月 3 1 日 〕

第 1 期

事 業 計 画

東日本高速道路株式会社

・ 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。今回の平成17営業年度の事業計画については、日本道路公団等民営化関係法施行法第22条に基づく経過措置として、会社が成立する10月1日以降、遅滞なく認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第8条第1項で規定されている通り、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該営業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成17営業年度の事業計画については、事業全体としては総額約3,423億円の事業費、うち道路事業に係る総額は約3,039億円の事業費を予定している。資金計画書については、合計1,986億円の資金を政府からの財政投融资（政府保証債）や民間の金融機関を通じて調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約1億円発生する予定である。

・事業計画

1 . 高速道路事業に係る事業計画

平成17営業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業の進捗が進んでいるものや事業としての評価の高い事業、及び大都市圏ネットワークを形成する道路整備を重点的に実施するため、約1,691億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約1,601億円）を予定している。また、本営業年度内の供用予定道路として、東関東自動車道水戸線（三郷～三郷南）4kmを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理費に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約1,348億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本営業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成17営業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	北海道縦貫自動車道など計16道路582kmの新設（このうち、東関東自動車道水戸線（三郷～三郷南）4kmを平成17年度供用予定） 東北横断自動車道など計3道路52kmの改築	1,691
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	北海道縦貫自動車道など計34道路3,345kmの維持、修繕等	1,348
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計A（道路事業）		3,039

なお、上記以外に道路資産賃借料2,305億円の支出が存在する。

なお、暫定協定では上記以外に約979億円の建設、改築費を計上しており、今後事業の進捗が図られた場合には、事業計画を変更する可能性がある。

2 . 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成17営業年度における高速道路事業以外の事業については、休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路の供用と共に、お客様への適正なサービスを実施するために必要な新規のサービスエリア等の建設、既存サービスエリア等の適正な管理及び今後の事業準備を行うために、事業費約16億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、新直轄方式で建設されている高速道路についての国の委託事業や、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、約367億円の受託事業費を予定している。

なお、その他事業については、公団時代から実施している駐車場、トラックターミナル事業の他に、高架下の占用施設を活用した事業、Webサイトなどでの広告事業を新たに展開するために、約1億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、道路事業以外の事業に係る平成17営業年度の実業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	京葉道路幕張パーキングエリアなど計2箇所のサービスエリア・パーキングエリアの建設 北海道縦貫自動車道有珠山サービスエリアなど計265箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	16
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（1）	日本海沿岸東北自動車道などの新設に関する受託工事、「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）高速横浜環状線（横浜横須賀道路戸塚支線）の新設事業の施行に関する用地細目協定」に基づく受託工事ほか	367
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		
その他の事業	駐車場事業1箇所、トラックターミナル事業2箇所、占用施設活用事業43箇所、広告事業	1
合計B（道路事業以外）		384
合計（A+B）（全事業）		3,423

1 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金約9億円を含む。

資金計画書

平成17年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
前期繰越金	657	657	
高速道路事業営業収入	3,250	3,250	
道路料金収入	3,250	3,250	
関連事業営業収入	394		394
SA・PA事業収入	23		23
その他の事業収入	3		3
受託事業収入	367		367
社債・借入金	1,986	1,986	
政府保証債	1,359	1,359	
政府からの無利子借入金	0	0	
機構からの無利子借入金	123	123	
自主調達資金	504	504	
その他収入	0	0	0
合 計	6,286	5,892	394
支出の部			
高速道路建設費	1,691	1,691	
新設・改築費	1,601	1,601	
一般管理費	63	63	
支払利息等	27	27	
高速道路営業管理費	1,348	1,348	
修繕費	363	363	
維持管理費	455	455	
業務管理費	358	358	
その他管理費	20	20	
一般管理費	142	142	
支払利息等	10	10	
道路資産賃借料	1,920	1,920	
関連事業営業費	384		384
SA・PA事業営業費	16		16
その他の事業営業費	1		1
受託事業営業費	367		367
社債等償還金	32	27	5
次期繰越金	910	905	5
合 計	6,286	5,892	394

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

SA・PA事業営業費にはSA・PA事業建設費を含む。

次期繰越金には「道路資産賃借料」の未払金384億円を含む。

なお、暫定協定の範囲内における新設、改築費の増に伴い、資金計画書を変更する場合がある。

収支予算書

平成17年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
経常損益の部			
（営業損益の部）			
・高速道路事業営業損益			
1．営業収益	3,655	3,655	
料金収入	3,332	3,332	
道路資産完成高	323	323	
その他の売上高	0	0	
2．営業費用	3,646	3,646	
道路資産賃借料	2,195	2,195	
道路資産完成原価	323	323	
管理費用	1,128	1,128	
高速道路営業利益	9	9	
・関連事業営業損益			
1．営業収益	421		421
SA・PA事業収益	23		23
その他の事業収益	3		3
受託事業営業収益	394		394
2．営業費用	418		418
SA・PA事業営業費	17		17
その他の事業営業費	2		2
受託事業営業費	399		399
関連事業営業利益	3		3
全事業営業利益	12	9	3
（営業外損益の部）			
1．営業外収益	0	0	0
2．営業外費用	10	9	1
経常利益	2	0	2
特別損益の部			
1．特別利益	0	0	0
2．特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	2	0	2
法人税、住民税及び事業税	1	0	1
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	1	0	1

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

高速道路事業では利益（経常利益、当期純利益）を見込んでいない。